九　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

十　公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまで及びホに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

十一　公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからハまで及びホに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

第二十二条の二　法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～八　略］

九　私立学校教職員共済法施行規則第三十七条の二の私立学校教職員共済制度の加入者による後期高齢者医療制度の被保険者資格の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

第二十二条の三　法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～七　略］

八　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第五項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査又は傷病手当金の支給に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該支給の請求を行う者に係る失業等給付関係情報

ハ　［略］

［九～十八　略］

第二十四条の二　法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～九　略］

十　国家公務員共済組合法第六十六条第五項の共済組合の組合員であった者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る失業等給付関係情報

十一～十八　［略］

十九　国家公務員共済組合法施行規則第百十三条の四の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

二十　［略］

九　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報

十　公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

十一　公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

第二十二条の二　法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～八　同上］

［新設］

第二十二条の三　法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～七　同上］

八　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第五項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査又は傷病手当金の支給に関する事務　次に掲げる情報

［イ　同上］

［新設］

ロ　［同上］

［九～十八　同上］

第二十四条の二　法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～九　同上］

［新設］

十～十七　［同上］

［新設］

十八　［同上］